

寝屋川市1号認定子どもの保育料（月額）

平成30年4月1日～適用

階層	定義		保育料（月額）
A	生活保護等受給世帯		0
B 1	市民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税を含む）	母子・父子世帯、障害者世帯、 生活困窮世帯	0
B 2		一般世帯	3,000 0
C 1	市民税所得割課税額 77,101円未満	母子・父子世帯、障害者世帯、 生活困窮世帯	3,000
C 2		一般世帯	8,000 4,000
D 1	市民税所得割課税額 211,200円以下		16,000 8,000
E 1	市民税所得割課税額 211,201円以上		20,000 10,000

※4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割課税額により決定します。

※市民税所得割課税額77,101円未満の一般世帯において、当該園児が世帯中の兄弟を数えて2人目である場合は、上記の保育料の下段の額、3人目以降である場合は0円となります。

※市民税所得割課税額77,101円未満の母子世帯等において、当該園児が世帯中の兄弟を数えて2人目以降である場合は、0円となります。

※市民税所得割課税額77,101円以上の場合、当該園児が、世帯中の小学校3年生までの兄弟を数えて2人目である場合は、上記の保育料の下段の額、3人目以降である場合は0円となります。